㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　二号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
赤穂市東有年字城屋一九四八番から同市東有年字城屋一九四九番まで	前	三一・〇〇～三二・〇〇メートル	〇・〇〇八キロメートル
	後	三一・〇〇～三九・〇〇メートル	〇・〇〇八キロメートル

㈣　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年五月八日

近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	赤穂市東有年字城屋一九四八番から同市東有年字城屋一九四九番まで	近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年五月八日

○近畿地方整備局告示第百四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月八日

近畿地方整備局長　谷本　光司

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　二号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
相生市若狭町上松字西柄六二八番一から同市若狭町八洞字五反田一二二番一地先まで	前	一一・五〇～五七・五〇メートル	一・三六八キロメートル
	後	二九・〇〇～八一・〇〇メートル	一・三六八キロメートル

㈣　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○九州地方整備局告示第九十八号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十五年五月八日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　登録建築物調査機関の名称
　九州住宅保証株式会社
二　住所
　福岡県福岡市中央区薬院一丁目十三番八号
三　代表者氏名
　代表取締役　吉田　博希
四　登録年月日
　平成二十五年四月一日
五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地
　九州住宅保証株式会社　福岡県福岡市中央区薬院一丁目十三番八号

人事異動

農林水産省

（大臣官房政策課調査官）農林水産技官　**櫛澤　幹夫**

生産局農産部穀物課米麦流通加工対策室長に配置換する

（生産局農産部穀物課米麦流通加工対策室長）同　松岡　謙二

生産局農産部技術普及課生産資材対策室長に配置換する（以上五月１日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、五月一日午後五時五十分御出門、「世界記憶遺産の炭坑絵師　山本作兵衛展」を御覧のため、東京タワー一階特設会場（港区）へ行幸啓、同六時三十四分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、五月三日ポーランド国の憲法記念日につき、同月二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

国家試験

航空従事者技能証明等に関する試験の施行

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第45条第１項及び第169条第１項の規定に基づき、航空従事者技能証明等に係る試験の施行について、次のとおり公示する。

平成25年５月８日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　学科試験を行う航空従事者技能証明等

一　定期運送用操縦士、准定期運送用操縦士、一等航空士、二等航空士、航空機関士、一等航空整備士（飛行機に限る。）及び航空運航整備士（飛行機に限る。）、一等航空運航整備士（飛行機に限る。）及び航空工場整備士の資格に係る技能証明

二　航空工場整備士の資格に係る技能証明の限定の変更

三　運航管理者技能検定

四　事業用操縦士、自家用操縦士、航空通信士、一等航空整備士（回転翼航空機に限る。）、一等航空運航整備士（回転翼航空機に限る。）、二等航空整備士及び二等航空運航整備士の資格に係る技能証明

五　二等航空整備士及び二等航空運航整備士の資格に係る技能証明の限定の変更

六　事業用操縦士及び自家用操縦士の資格に係る技能証明の等級についての限定の変更であって、新たに受けようとする限定が曳航装置なし動力滑空機及び曳航装置付き動力滑空機であるもの

七　計器飛行証明

八　操縦教育証明

九　航空英語能力証明

2　学科試験の期日及び場所

一　前項第四号から第八号に掲げる技能証明等に係る学科試験　平成25年７月21日（日）①千歳市②岩沼市又は仙台市③東京都④名古屋市⑤大阪市⑥福岡市⑦宮崎市⑧那覇市

二　前項第一号から第三号に掲げる技能証明等に係る学科試験　平成25年７月22日（月）③東京都⑤大阪市⑧那覇市

三　前項第九号に掲げる航空英語能力証明に係る学科試験　平成25年７月22日（月）③東京都⑤大阪市

3　申請書の受付期間　平成25年６月５日（水）から平成25年６月12日（水）までに次項第一号又は第二号に掲げる提出先へ持参又は書留便により郵送するものとし、郵送する場合にあっては、同日までの日本の消印のあるものを有効とする。

4　申請書の提出先

一　①千歳市②岩沼市又は仙台市③東京都において学科試験を受験しようとする者は、東京都千代田区九段南１丁目１番15号（郵便番号102―0074）九段第二合同庁舎内、東京航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。

二　④名古屋市⑤大阪市⑥福岡市⑦宮崎市⑧那覇市において学科試験を受験しようとする者は、大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号（郵便番号540―8559）大阪合同庁舎第四号館内、大阪航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。

三　申請書の提出後、住居の移転等やむを得ない理由により受験地を変更しようとする者は、申請書を提出した当該地方航空局へ受験地変更願いを平成25年６月13日（木）までに提出すること。